

広島市東部地区連続立体交差事業に係る事業認可について

広島県施行の広島市東部地区連続立体交差事業は、本年 5 月に都市計画変更を行い、10 月 17 日付けの官報にて事業認可が告示されました。

都市計画事業の名称及び施行期間

(1) 鉄道事業

都市計画 事業の名称	広島圏都市計画都市高速鉄道事業 2 号西日本旅客鉄道株式会社山陽本線及び 3 号西日本旅客鉄道株式会社呉線
施行期間	令和元年 10 月 17 日 から 令和 20 年 3 月 31 日

(2) 関連街路事業（変更）

都市計画 事業の名称	広島圏都市計画道路事業 3・4・017 青崎畝線，3・5・853 中店窪町線
施行期間	平成 14 年 3 月 25 日 から 令和 21 年 3 月 31 日